

滞納整理の取り組みを公表します

差押・公売 344件 換価(取立て)額 2,595万円

市では、納期限内に納付されているかたとの税負担の公平・公正を保ち、市民サービスの貴重な財源となる市税等の徴収を強化しています。なお、今年度も「差し押さえ強化月間」を設け、集中的な滞納整理の取り組みを行いました。

今回は、市における滞納整理の取り組み状況についてお知らせします。

税務課特別滞納整理係 ☎ 1136

滞納整理の取り組み状況(平成23年1月末現在)

・ 差し押さえ件数 150件 換価(取り立て)額 1,002万円を市税等へ充当しました。

【財産の種類】

預貯金	75件	債権	27件	動産	1件
不動産	18件	給与	6件	自動車	1件
生命保険	21件	売掛金	1件		

・ 公売出品件数 37件 換価(取り立て)額 611万円を市税等へ充当しました。

不動産 8件 動産 29件

個人住民税特別滞納整理班の取り組み(平成23年1月末現在)

・ 差し押さえ件数 157件 換価(取り立て)額 982万円を市税等へ充当しました。

【財産の種類】

預貯金	81件	債権	2件	動産	1件
不動産	11件	給与	49件	自動車	3件
生命保険	9件	売掛金	1件		

県は、近年、増加傾向にある個人住民税の滞納を減らそうと、市町単位で行っている滞納者の個人住民税の徴収を、県と市町が協力し、専門に取り組むチーム「特別滞納整理班」を今年度に発足させ、徴収を行っております。

滞納整理(差し押さえ)

市では、税負担の公平性と累積滞納額の縮減を図ることを目的に、平成18年度から特別滞納整理係を設置し、預貯金の差し押さえや不動産公売の実施など、滞納整理を強化してきました。

地方税法では、滞納となっている税金は、財産を差し押さえ、処分することにより徴収しなければならぬと定められており、納期限を過ぎ、再三にわたる催告を行っても、納付の意思がみられないかたに対しては、差し押さえの執行や三重地方税管理回収機構・個人住民税特別滞納整理班といった徴収の専門機関に案件を移管しています。

市民サービスの提供のために

すべての市税については、みなさんの資産や所得に応じて計算されており、公平に負担していただいています。

今後も、納期限内に納付されているかたとの公平性を保ち、福祉・医療・教育・環境など市民サービスを提供するための貴重な財源となる市税等の収入確保のために、滞納整理を行うなどの取り組みを強化していきます。

納税相談を行っています

税務課管理収納係 ☎⑤ 1 1 3 2



一人で悩まずにご相談ください

市では、税負担の公平性を保つため、強固な滞納処分の取り組みを行っています。

市税には、それぞれ納付期限があり、納付期限までに納税がされない場合、延滞金が増え、負担が増えることとなります。

また、督促や催告を行っても納付がないと、差し押えなどの滞納処分を受けることとなります。

病気や失業、災害などで納付期限までに納付ができない、遅れるといった事情がある場合は、一人で悩まず早めにご相談ください。

担当職員が事情をお聞きし、内容に応じて法律の範囲内で納税計画を立てるなど、負担が大きくならないよう相談をお受けしています。

夜間納税相談窓口開設

昼間、仕事などにより納税や納税相談ができないかたのため、左表のとおり夜間納税相談・納税窓口を開設していますのでご利用ください。

夜間納税相談窓口

とき 毎月第2・第4木曜日

(土曜・日曜日、祝日、および年末年始を除く)

午後7時30分まで(平日は、午前8時30分～午後5時15分)

ところ 税務課 (市民文化会館2階)

3月は、10日(木)・24日(木)に納税相談窓口を開設しています。

納税相談をご希望のかたは、事前に電話をお願いします。

納税は安心で便利な口座振替をお勧めします

納税を口座振替にすると、税金の督促状が届いてから「えっ!」納期限が過ぎていたの?」といった納め忘れがありません。

また、納めに行く時間や手間も省けます。

口座振替とは

口座振替とは、納期限の日にあなたの指定の預貯金口座から金融機関があなたに代わって納税する制度です。一度申し込みをしていただければ、毎年手続きをする必要はありません。ただし、口座名義などに変更があった場合は再度手続きが必要となりますのでご確認ください。

対象となる税

- ◆ 個人の市・県民税 (普通徴収分)
- ◆ 固定資産税および都市計画税
- ◆ 軽自動車税
- ◆ 国民健康保険税
- ◆ 利用できる金融機関
- ◆ 百五銀行本店および各支店
- ◆ 第三銀行本店および各支店
- ◆ 中京銀行本店および各支店
- ◆ 三重銀行本店および各支店
- ◆ 三重信用金庫本店および各支店
- ◆ 東海労働金庫本店および各支店
- ◆ 鳥羽志摩農業協同組合鳥羽支店
- ◆ 三重県信用漁業協同組合連合会伊勢鳥羽支店
- ◆ ゆうちよ銀行

申込手続

あなたの預貯金口座のある取扱金融機関で、左記のものをご持参の上、申し込んでください。

- 納税通知書
- 市税口座振替依頼書 (市内金融機関、市税務課、各連絡所の窓口に用意しています)
- 預貯金通帳
- 印鑑 (金融機関への届出印)

口座振替の開始時期

原則として市税口座振替依頼書が提出された翌月から口座振替が開始されます。手続きが完了するまで1か月ほどかかりますので、余裕をもって手続きをお願いいたします。

残高不足などで振替できない場合

各税目の納期限に残高不足などの理由により、口座から振替できない場合、再度の振替は行いませんのでご注意ください。

納期限の前日までに、口座の残高の確認をお願いします。振替ができなかった場合、納期限から約20日後に督促状が発送されます。